

別記様式

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託（福島）
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	○支出負担行為担当官 東北地方整備局長 山本 巧 ○国土交通省 東北地方整備局 ○宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号
契約締結日	令和 4年 7月 19日
契約の相手方の氏名及び住所	○中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道P C B 処理事業所長 松本 修 ○北海道室蘭市仲町14番地7
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 112,882,000. -
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 112,882,000. -
随意契約によることとした理由	別添のとおり
備 考	

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。

## 随意契約理由書

1. 業務名：ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）  
処理委託（福島）

2. 相手方：中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
北海道 P C B 処理事業所  
住所 北海道室蘭市仲町 14 番地 7  
電話 0143-22-3111

### 3. 理由

本業務は、福島河川国道事務所が保管しているポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）廃棄物の安定器等を確実かつ適正に処理するため「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき処理を委託するものである。

上記業者は、国がP C B 廃棄物処理推進のため、平成13年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」を制定し、同法第6条で定められている「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」において、国の全額出資により設立された法人であり、国内で高濃度P C B 廃棄物を処理できる唯一の業者である。

上記理由により、政府調達に関する協定第13条第1項（b）、会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第12条第1項第1号により上記相手方と随意契約しようとするものである。